長崎市上下水道局公告契第 6-129 号

下記の業務委託について、制限付一般競争入札を行います。

令和元年 11 月 11 日

長崎市上下水道事業管理者　　野瀬　弘志

1　入札に付する事項

⑴　件名　　西部下水処理場維持管理業務委託

⑵　履行場所　　西部下水処理場（長崎市神ノ島町 1 丁目 367 番地 11）ほか

⑶　業種　　「施設の維持・運転管理業務」

⑷　概要　　西部下水処理場ほかの維持管理を行う業務

⑸　履行期間　　契約日～令和 5 年 1 月 31 日
ただし、業務開始日は令和 2 年 2 月 1 日とする。
（長崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 号に基づく長期継続契約）

⑹　契約保証金　　要（契約金額を1年当たりの額に換算した額の100分の10以上。ただし、長崎市上下水道局契約規程（昭和52年水道局規程第4号）第34条第1号又は第3号に該当する場合は免除）

⑺　予定価格　　非公表

⑻　最低制限価格　有　（予定価格の85.00％）

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（令和 7 年政令第 372 号）に定める「欧州連合の供給者」については、⑵、⑶及び⑷の要件は適用しない。

⑴　長崎市上下水道局契約規程（昭和 52 年水道局規程第 4 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。

⑵　長崎市上下水道局物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。

⑶　⑵の名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。

⑷　公告日現在、１⑶の業種に登録がある者であること。

⑸　長崎市上下水道局競争入札参加資格者指名停止措置要領及び長崎市上下水道局各種契約等における暴力団の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市上下水道局告示第 6 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市上下水道局事業所実態調査実施要領（平成 20 年長崎市上下水道局告示第 38 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

⑹　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

⑺　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

⑻　下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年 7 月 9 日建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を受けている者であること。なお、入札参加申請の際に、確認書類として、現に登録を受けていることの通知書の写しについても添付すること。確認書類についてはファックスによる提出も可。（契約検査課ファックス番号 095（829）1129）

⑼　次のア又はイのいずれかを満たす者であること。なお、入札参加申請の際に、本局所定の同種業務実績調書を添付することとし、確認書類として、契約書及び仕様書等の写しについても添付すること。確認書類についてはファックスによる提出も可。

（契約検査課ファックス番号095（829）1129）

ア　元請として、国、地方公共団体等と標準活性汚泥法の施設の維持・運転管理業務委託の契約を締結したもののうち、公告日から起算して過去10箇年以内に履行期限を迎えたものをすべて誠実に履行した者であること。

イ　公告日から起算して過去10箇年以内に履行期限を迎えた、国、地方公共団体等と標準活性汚泥法の施設の維持・運転管理業務に3年間以上従事したことがある者を複数人配置でき、かつ、そのうちの1人は、総括責任者等の現場管理責任者としての経験を有する者を管理技術者として配置できる者。

⑽　本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

⑾　本業務の履行能力がある者であること。

3　契約条項を示す場所

長崎市上下水道局契約規程については、長崎市役所本館 4 階理財部契約検査課（長崎市桜町 2 番 22 号）において、契約書については、長崎市役所別館 2 階上下水道局事業部事業管理課（長崎市桜町 6 番 3 号）において閲覧することができる。

4　開札の日時及び場所

令和元年 11 月 27 日（水）　11 時 00 分

長崎市役所本館 4 階入札室

5　入札保証金

免除する。

6　入札参加申請等

⑴　本入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

・制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

・通知書の写し、同種実績調書、契約書及び仕様書等の写し（以下「確認書類」という。）

⑵　上記⑴の書類は持参又はファックスにより提出するものとする。ファックスによる場合は、到着後、契約検査課担当者から着信確認の電話を行うので、必ず送信票へ担当者名、連絡先を記載しておくこと。

なお、ファックス送信後、翌日（申請の期限日に送信した場合は当日中）までに契約検査課から着信確認の電話がない場合には、契約検査課へ着信確認の電話を行うこと。

また、ファックスで申請書を提出した場合は、原本についても、後日、持参又は郵送により提出すること。ただし、確認書類については、ファックスのみの提出でも可とする。

⑶　申請書等の受付

ア　受付期間　令和元年 11 月 11 日（月）から令和元年 11 月 18 日（月）10 時 00 分まで（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成 5 年条例第 35 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ　受付時間　9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。受付期間最終日は 10 時 00 分まで。）

ウ　受付場所　長崎市桜町 2 番 22 号（市役所本館 4 階）　理財部契約検査課

電話番号　095（829）1277（直通）

ファックス番号　095（829）1129

⑷　その他

ア　提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ　提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ　提出書類は返却しないものとする。

エ　提出書類は公表しないものとする。

7　入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和元年 11 月 20 日（水）までに通知する。

8　仕様書等及び質疑応答

⑴　仕様書等は、長崎市ホームページの入札・契約情報からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、契約検査課の窓口で配付する。この場合は、事前に契約検査課へ電話すること。

⑵　仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、本局所定の質問書で行うものとする。

ア　提出期限　　令和元年 11 月 18 日（月）10 時 00 分までに持参又はファックスするものとする。

イ　提 出 先　　長崎市神ノ島町 1 丁目 367 番地 11　上下水道局事業部下水道施設課
ファックス番号　095（801）4544

ウ　回答期限　　令和元年 11 月 20 日（水）までにファックスで回答したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。

エ　閲覧期間　　回答した日から入札書提出期限まで（休日を除く。）

オ　閲覧場所　　長崎市神ノ島町 1 丁目 367 番地 11　上下水道局事業部下水道施設課

9　入札書の提出方法等

⑴　提出方法　入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。

⑵　提出期間　令和元年 11 月 20 日（水）から令和元年 11 月 26 日（火）まで
日本郵便株式会社長崎中央郵便局　必着

⑶　郵送方法　一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。

⑷　入札執行回数は、2 回を限度とする。（再度入札についても、郵便入札とする。）

⑸　初回入札において落札者が決定せず再度入札を行う場合は、再度入札を行う旨を入札参加者へ通知するものとする。

10　開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は当該開札に立会うことができる。

11　入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加は認めない。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

⑵　本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札

⑶　長崎市上下水道局契約規程第12条に該当する入札

⑷　最低制限価格未満の価格での入札

⑸　入札金額を訂正した入札

⑹　入札金額が確認できない入札

⑺　民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤の入札と認めた入札

⑻　本局所定の入札書を使用しない入札

⑼　本公告中「9入札書の提出方法等(3)」に記載する郵送方法以外による入札

⑽　再度入札する場合において、初回入札に参加しなかった者のした入札

⑾　長崎市上下水道局公告契第6-130号、第6-131号、第6-132号又は第6-133号のいずれかの制限付一般競争入札において落札した者のした入札。なお、この落札した者には、当該制限付一般競争入札が不調になった場合において随意契約により決定したものを含む。

12　入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書(本局に到達したものをいう。以下同じ。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13　入札辞退

入札書提出前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を届け出なければならない。

14　入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

15　落札者の決定方法

⑴　落札者は、本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本局が別に定めるくじの方式により落札者を決定する。

⑵　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

16　異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市上下水道局契約規程、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17　「欧州連合の供給者」の手続

欧州連合の供給者にあっては、本公告中「3 契約条項を示す場所」、「6 入札参加申請等」、「7 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知」、「8 仕様書等及び質疑応答」及び「9 入札書の提出方法等」に記載の手続は、以下に記載の手続により行うものとする。

⑴　入札参加申請等

ア　本入札の参加希望者は、「（物品製造等）入札公告情報」の添付資料から「特定調達契約に係る一般競争入札の特例に係る入札参加資格審査兼入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）」及び必要書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、令和元年 11 月 18 日(月)10 時 00 分までに下記アドレスに電子メールを送信しなければならない。

なお、電子メールは、上記に定める期限までに本局に到達していなければならない。

また、電子メールで添付する資料のデータ形式はすべて PDF とする。

イ　参加申請書の電子メール受信後、本局から対象業務に係る仕様書等、契約条項（長崎市上下水道局契約規程及び契約書）、その他入札に必要な書類を電子メールにより送信することとする。

ウ　参加申請書については、電子メール送信後、原本についても、郵送により提出すること。

提出先　〒850-8685　長崎市桜町 2 番 22 号　長崎市理財部契約検査課

電子メールアドレス　keiyaku@city.nagasaki.lg.jp

エ　その他

（ア）提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

（イ）提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

（ウ）提出書類は返却しないものとする。

（エ）提出書類は公表しないものとする。

⑵　入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて電子メールにより令和元年 11 月 20 日（水）までに通知する。

⑶　仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、本局所定の質問書で行うものとする。

ア　提出期限　令和元年 11 月 18 日(月)10 時 00 分までに電子メールで行うものとする。なお、電子メールは、上記に定める期限までに本局に到達していなければならない。

イ　送 付 先　長崎市神ノ島町 1 丁目 367 番地 11　上下水道局事業部下水道施設課

電子メールアドレス　gesuido_shisetsu@city.nagasaki.lg.jp

ウ　回答期限　令和元年 11 月 20 日(水)までに行い、同日までに電子メールにより回答するものとする。

⑷　入札書の提出方法等

ア　提出方法　入札書の提出方法は、参加申請書の原本とは別に「入札書」と明記した封筒に封印した上、郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。

なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。

イ　提出期間　令和元年 11 月 26 日(火)までに日本郵便株式会社長崎中央郵便局必着

ウ　郵送方法　一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。

エ　入札執行回数は、2 回を限度とする。（再度入札についても、郵便入札とする。）

オ　初回入札において落札者が決定せず再度入札を行う場合は、再度入札を行う旨を入札参加者へ通知するものとする。

18　その他

本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。

19　問い合わせ先

公告の内容　理財部契約検査課
電話番号 095（829）1277（直通）

業務の内容　上下水道局事業部下水道施設課
電話番号 095（865）4544（直通）